

議決権行使ガイドラインの改正について

2024年1月31日に議決権行使ガイドラインを改正しました（2024年4月以降の株主総会に適用）。

当社では、エンゲージメント（対話）を通じて今後の改善が期待できないと財務アナリスト等が判断した場合、当該企業の株主総会における議決権行使に際して、代表権のある取締役などの選任に反対する意見を議決権行使委員会に表明することができます（エスカレーション）。今回のガイドライン改正では、エスカレーションについて明確化しました。

改正前	改正後 (2024年4月以降の株主総会に適用)
<p>ガバナンスの健全性</p> <hr/> <p>ガバナンスの健全性について、改善の必要性が大きいにも拘わらず、対話を通じて今後の改善が期待できないと判断した場合は、代表権のある取締役などに原則として反対します。</p>	<p>エスカレーション</p> <hr/> <p>企業が直面する重要課題について、中長期的な企業価値向上を阻害するおそれがある、又は株主価値を毀損する可能性が高いにも拘わらず、対話を通じて今後の改善が期待できないと判断した場合は、代表権のある取締役などに原則として反対します。</p>

※改正前の議決権行使ガイドラインは、[こちら](#)です。
改正後の議決権行使ガイドラインは、[こちら](#)です。